

平成27年度 市民税・府民税 申告の手引き 大阪市 市税事務所

住所・氏名等欄の記入
現在の住所、1月1日現在の住所、氏名、生年月日、電話番号、職業、勤務先・事業所等を記入のうえ、押印してください。

公的年金等の収入があった方
公的年金等支払者(日本年金機構等)から送付された源泉徴収票に記載の支払金額を申告書表面右の「キ」に記入したうえで、裏面の公的年金等に係る雑所得金額の速算表にあてはめて計算した所得金額(他の雑所得がある場合はその所得も含めた合計額)を「⑦」に記入してください。

給与の収入があった方
給与所得の源泉徴収票をお持ちの方
源泉徴収票の内容を申告書の各項目に転記し、源泉徴収票(コピー可)を添付してください。

平成27年度分 市民税・府民税 申告書
(あて宛)大阪市長
平成27年 2月27日提出
住所: 大阪市北区扇町2-1-27
氏名: 大阪 太郎
職業: 服飾販売員
収入内訳表: 給与収入 2949000円, 雑所得 147848円, 合計 3096848円

(申告書 裏面)

給与所得の内訳
月給 192,000円, 月収 216,000円
源泉徴収票がない場合は必ず記入してください
7 事業・不動産所得に関する事項
8 配当所得に関する事項
9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項
10 総合課税・一時所得に関する事項
11 事業専従者に関する事項
12 別居の扶養親族等に関する事項
13 配当割戻額または株式等譲渡所得割戻額の控除に関する事項
14 寄附金に関する事項

営業等・不動産・配当などの収入があった方
申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」または「8 配当所得に関する事項」に、所得の種類、収入金額、必要経費等を記入し、申告書表面右の「ア～オ」に収入金額を、「①～⑤」に所得金額を記入してください。

一時的な収入・その他の収入があった方
申告書裏面の「9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項」または「10 総合課税・一時所得の所得金額に関する事項」に収入金額、必要経費、所得金額等を記入し、申告書表面右の「ク～サ」に収入金額を、「⑦・⑧」に所得金額を記入してください。

ご不明な点がございましたら、市税事務所(送付封筒裏面に記載)までお問い合わせください。

大阪市税務行政につきまして、日頃よりご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
個人市・府民税は、日常生活に欠かすことのできない様々な行政サービスを提供するための財源として、広く市民の皆さまにご負担いただく大切な税金です。

申告書を提出する必要がある方

平成27年1月1日現在、大阪市内にお住まいの方で、平成26年中(平成26年1月1日～平成26年12月31日)に所得があった方のうち、次のいずれかに該当する場合は申告が必要です。

- 1 営業等・不動産・配当による収入(所得)や、その他の収入(所得)があった場合
2 会社等にお勤めで給与収入(所得)があった方で、次のいずれかに該当する場合
3 公的年金等を受給されている方で、次のいずれかに該当する場合

給与または公的年金等以外の所得が20万円以下の方は、所得税等の確定申告は不要ですが、個人市・府民税の申告は必要です。

- (注1) 分離課税の所得等がある方は、お住まいの区を担当する市税事務所市民税等グループ(個人市民税担当)までお問い合わせください。
(注2) 個人市・府民税の申告をされた方は、事業税の申告をする必要はありません。
(注3) 申告がない場合は、後日、所得状況等の調査を行う場合があります。

申告書を提出する必要がない方

- 所得税の確定申告書を提出された方
給与収入(所得)のみで、勤務先から大阪市に給与支払報告書が提出されている方
公的年金等収入(所得)のみで、その他に所得がない方
前年中の合計所得金額が、次の算式で求めた額以下である方

お願い

平成26年中に所得がなかった方や個人市・府民税が非課税となる方でも、国民健康保険に加入されている場合や福祉・公営住宅・教育関係の制度などにおいて所得の申告が必要な場合、課税(所得)証明書が必要な場合などは、個人市・府民税の申告が必要です。

申告に必要なもの

- 1 市民税・府民税申告書(申告書は、市税事務所にも用意しています。また、大阪市ホームページにも掲載しています。)
2 印鑑
3 平成26年中の収入や必要経費などがわかるもの
4 各種控除に必要な領収書、証明書など

申告書の提出先

平成27年1月1日現在お住まいの区を担当する市税事務所(送付封筒裏面に記載)へ郵送などにより提出してください。

ホームページにて必要事項を入力し、印刷した市民税・府民税申告書を提出することもできます。
(インターネットで検索) 大阪市 市民税申告書 (検索)

収入(所得)の種類

収入(所得)金額等の内容については、下記をご覧のうえご記入ください。

- 収入金額(ア～サ)…平成26年中に収入が確定した金額
●必要経費等…その収入を得るために支出した費用(生活費などは含まれません)
●所得金額(①～⑨)…収入金額からそれぞれの必要経費等を差し引いた金額

※分離課税の所得等がある方は、お住まいの区を担当する市税事務所市税等グループ(個人市民税担当)までお問い合わせください。

1 収入金額等、2 所得金額

Table with 3 columns: 記載欄(所得の種類), 収入(所得)の内容, 必要経費等. Rows include 事業(営業等, 農業), 不動産, 利子, 配当(株式等, その他), 給与, 雑所得(公的年金等, その他), 総合課税一時所得.

■給与と所得金額の速算表

Table with 2 columns: 給与等の収入金額(年間合計), 給与と所得金額. Rows show income brackets and corresponding tax amounts.

※ 収入÷4,000は、小数点以下を切り捨てて計算します。
(例) 給与等の収入金額の合計額が1,641,200円の場合は次のとおりとなります。
1,641,200円÷4,000円(小数点以下切捨て)×4,000円=1,640,000円
1,640,000円×60%=984,000円(給与と所得金額)

※給与と所得について特定支出控除の適用を受けようとする方は、お住まいの区を担当する市税事務所市税等グループ(個人市民税担当)までお問い合わせください。

■公的年金等に係る雑所得金額の速算表

Table with 3 columns: 受給者の年齢区分, 公的年金等の収入金額, 公的年金等の雑所得金額. Rows show age groups and income brackets with corresponding tax amounts.

所得控除の種類・金額

所得控除の内容については、下記をご覧のうえご記入ください。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項、4 所得から差し引かれる金額

Main table for tax deductions. Includes categories like 雑損控除, 医療費控除, 社会保険料控除, 小規模企業共済等掛金控除, 生保料控除, 地震保険料控除, 寡婦(寡夫)控除, 特別寡婦控除, 寡夫控除, 勤労学生控除, 障がい者控除, 配偶者控除, 配偶者特別控除.

Table for dependent and family allowances. Includes categories like 扶養控除, 基礎控除. Columns include 控除の要件等, 控除額, 控除額(控除額の計算方法).

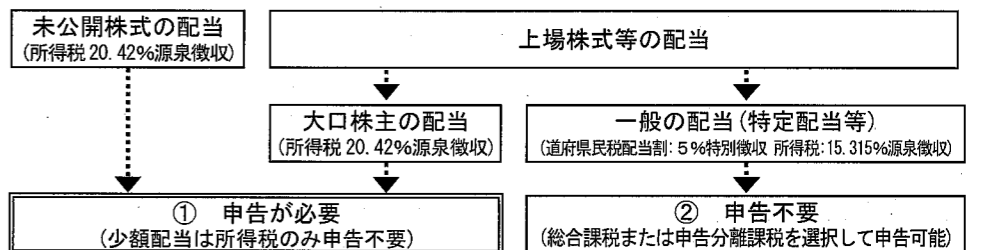
申告書裏面の書き方

下記の内容を申告書の裏面に記入した後に、申告書の表面をご記入ください。

- 6 給与と所得の内訳
7 事業・不動産所得に関する事項
8 配当所得に関する事項
9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項
10 総合課税・一時所得の所得金額に関する事項
11 事業専従者に関する事項
12 別居の扶養親族等に関する事項
13 配当割額または株式等譲渡所得割額控除の控除に関する事項
14 寄附金に関する事項
15 事業税に関する事項

配当所得がある方へ

- ①未公開株式の配当・大口株主が受ける上場株式等の配当(所得税源泉徴収率が20.42%のもの)
②上場株式等の配当等(特定配当等)



※この市民税・府民税申告の手引きにおいて、所得税の税率について記載している場合は、所得税率と復興特別所得税率の合計を記載しています。